



令和7年度

千歳市内小・中・高等学校 児童・生徒校外生活指導基準

千歳市教護協会
事務局 北斗中学校 Tel 22-4151

事 項	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校
外出からの帰宅時刻	・3月 17:00 ・4～8月 17:30 ・9月 17:00 ・10月 16:30 ・11～1月 16:00 ・2月 16:30 ※友人同士の外泊、市外への外出は禁止する。 ※市内及び町内会の盆踊り、花火大会、祭典からの帰宅時刻は、子ども達だけの場合（保護者同伴ではない場合）18:00とする。	・3～9月 19:00 ・10～2月 18:00 ※スポーツセンターや武道館などの公共施設の利用についても保護者同伴でなければ上記を基準とする。 ※友人同士の外泊は禁止する。 ※市内及び町内会の盆踊り、花火大会、祭典からの帰宅時刻は、子ども達だけの場合（保護者同伴ではない場合）20:00とする。	・21:00（夜間の一人歩きは慎む） ※外泊は原則として禁止する。やむを得ない場合は、保護者の承認を得る。
外出時の心得	・気温に適した華美とならない服装とする。 ・屋外ではエアガンを使用しない。 ※その他、各学校の定めるところによる。	・気温に適した華美とならない服装とする。 ※その他、各学校の定めるところによる。	・気温に適した華美とならない服装とする。 ※その他、各学校の定めるところによる。
ゲームセンター(ゲームコーナー含) カラオケボックス・マンガ喫茶 インターネットカフェ	・保護者同伴とする。	・保護者同伴とする。 ・遊技場のきまりやマナーを守る。	・帰宅時刻を守る。
ボウリング場	・遊技場のきまりやマナーを守る。	・学校から帰宅後に利用する。 ・帰宅時刻を守る。それ以降は保護者同伴とする。 ・遊技場のきまりやマナーを守る。	・遊技場のきまりやマナーを守る。
映画鑑賞 （その他の興行物を含む）	・保護者同伴とする。 ※ただし、文化センターや図書館での上映会については子ども達だけで参加してもよいが、保護者の許可を得て帰宅時刻を守る。	・保護者の許可を得て、帰宅時刻を守る。それ以降の時間に利用する場合は保護者同伴とする。	・良識で判断する。
ファストフード店等 食 堂	・保護者同伴とする。	・学校から帰宅後に利用する。 ・帰宅時刻を守る。それ以降は保護者同伴とする。	・食堂は食事を主とする店を利用する。 ・酒類を主に提供するお店については、保護者同伴とし、高校生のみでの利用は禁止する。
自転車 自 才 自 動 車	・自転車による通学は禁止する。（特別な場合は許可制とする。） ・自転車の二人乗りは禁止する。 ・横断歩道では、自転車から降りて渡る。 ・交通規則を守り、交通安全に留意する。 ・スケートボード等は安全な公園や空き地で使用し、道路では使用しないこと。 ・できるだけヘルメットを着用する。	・自転車による通学は許可制とする。 ・自転車の二人乗りは禁止する。 ・横断歩道では、自転車から降りて渡る。 ・交通規則を守り、交通安全に留意する。 ・できるだけヘルメットを着用する。	・自転車による通学は届出制とする。 ・車両（原付・自動二輪・普通車）の免許取得、運転及び同乗は禁止する。ただし、3年生の免許取得については、学校の定めるところとする。 ・交通規則を守り、交通安全に留意する。 ・できるだけヘルメットを着用する。
魚 川 釣 遊 り び	・保護者同伴とする。 ・遊泳は禁止とする。 ・湖上でのボート遊びは保護者同伴とする。 ・市街地での橋の上から釣りは禁止とする。	・遊泳は禁止とする。 ・湖上でのボート遊びは保護者同伴とする。 ・市街地での橋の上から釣りは禁止とする。	・遊泳は禁止とする。 ・市街地での橋の上から釣りは禁止とする。
ア ル バ イ ト	・禁止とする。	・労働基準法の範囲内で許可制とする。	・労働基準法の範囲内で届出制とする。 ※その他、各学校の定めるところによる。
登山・ハイキング・キャンプ サイクリング・スキー等の野外活動	・保護者同伴とする。 ※千歳市民スキー場については、映画鑑賞と同じとする。	・宿泊する場合、保護者またはそれに代わる成人が同行する。	・宿泊を伴う旅行（キャンプ等）をする時は成人の同伴者を必要とし、旅行届を提出する。

※公共施設などでは、約束をしっかりと守って利用しましょう。

児童生徒のみなさん「ひとりで悩んでいませんか？」そんなとき

電話相談 TEL 27-4707

教育委員会 青少年課へ

約束をしっかりと守って明るく笑顔

子ども達に一声かけて住みよい社会